

令和3年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和3年1月31日現在（住民基本台帳）	181,677	413,845	1,241.74 km <sup>2</sup>

# 目 次

議案第 2 号	令和3年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 3 号	令和3年度富山市公債管理特別会計予算	1 1
議案第 4 号	令和3年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 5
議案第 5 号	令和3年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	1 9
議案第 6 号	令和3年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 3
議案第 7 号	令和3年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算	2 7
議案第 8 号	令和3年度富山市介護保険事業特別会計予算	3 1
議案第 9 号	令和3年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 5
議案第 1 0 号	令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	3 9
議案第 1 1 号	令和3年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算	4 3
議案第 1 2 号	令和3年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	4 7
議案第 1 3 号	令和3年度富山市競輪事業特別会計予算	5 1
議案第 1 4 号	令和3年度富山市農業集落排水事業特別会計予算	5 5
議案第 1 5 号	令和3年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	5 9
議案第 1 6 号	令和3年度富山市軌道整備事業特別会計予算	6 3
議案第 1 7 号	令和3年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	6 7
議案第 1 8 号	令和3年度富山市水道事業会計予算	7 1
議案第 1 9 号	令和3年度富山市工業用水道事業会計予算	7 5
議案第 2 0 号	令和3年度富山市公共下水道事業会計予算	7 7
議案第 2 1 号	令和3年度富山市病院事業会計予算	8 1
議案第 2 2 号	富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件	8 4
議案第 2 3 号	富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 6

議案第 2 4 号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	8 7
議案第 2 5 号	富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件……………	8 8
議案第 2 6 号	富山市科学博物館条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 6
議案第 2 7 号	富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 7
議案第 2 8 号	富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 8
議案第 2 9 号	富山市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件……………	9 9
議案第 3 0 号	富山市婦中生活介護事業所条例を廃止する条例制定の件……………	1 0 2
議案第 3 1 号	富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件…	1 0 3
議案第 3 2 号	富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 3
議案第 3 3 号	富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 7
議案第 3 4 号	富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 2
議案第 3 5 号	富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 5
議案第 3 6 号	富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 8
議案第 3 7 号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 2
議案第 3 8 号	富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 8
議案第 3 9 号	富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 1
議案第 4 0 号	富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 5
議案第 4 1 号	富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 9

議案第 4 2 号	富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 5 2
議案第 4 3 号	富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件 .....	1 6 5
議案第 4 4 号	富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……	1 7 7
議案第 4 5 号	富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 8 3
議案第 4 6 号	富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 8 8
議案第 4 7 号	富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 9 3
議案第 4 8 号	富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	2 0 6
議案第 4 9 号	富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件 .....	2 1 3
議案第 5 0 号	富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	2 1 7
議案第 5 1 号	富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	2 2 2
議案第 5 2 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……	2 2 7
議案第 5 3 号	富山市八尾健康福祉総合センター条例を廃止する条例制定の件……	2 3 0
議案第 5 4 号	富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 1
議案第 5 5 号	富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 2

議案第 5 6 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 3
議案第 5 7 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 5
議案第 5 8 号	富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 7
議案第 5 9 号	富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件……	2 3 8
議案第 6 0 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……	2 4 0
議案第 6 1 号	富山市くれは山荘条例制定の件……	2 5 7
議案第 6 2 号	富山市大規模災害被災地の支援に関する条例制定の件……	2 6 2
議案第 6 3 号	富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……	2 6 4
議案第 6 4 号	富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件……	2 6 7
議案第 6 5 号	辺地に係る総合整備計画策定の件……	2 7 0
議案第 6 6 号	財産の無償譲渡の件……	2 7 6
議案第 6 7 号	財産の無償譲渡の件……	2 7 7
議案第 6 8 号	財産の無償譲渡の件……	2 7 8
議案第 6 9 号	財産の無償譲渡の件……	2 7 9
議案第 7 0 号	財産の無償譲渡の件……	2 8 0
議案第 7 1 号	財産の無償譲渡の件……	2 8 1
議案第 7 2 号	財産の無償譲渡の件……	2 8 2
議案第 7 3 号	財産の無償譲渡の件……	2 8 3
議案第 7 4 号	市道路線の認定及び廃止の件……	2 8 4

# 一 般 会 計



議案第 2 号

令和3年度富山市一般会計予算

令和3年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,702,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		68,814,866
	1 市民税	27,157,866
	2 固定資産税	30,285,000
	3 軽自動車税	1,194,000
	4 市たばこ税	2,389,000
	5 入湯税	72,000
	6 事業所税	3,687,000
	7 都市計画税	4,030,000
2 地方譲与税		1,286,700
	1 地方揮発油譲与税	285,000
	2 自動車重量譲与税	930,000
	3 森林環境譲与税	67,700
	4 特別とん譲与税	2,000
3 利子割交付金		45,000
	1 利子割交付金	45,000
4 配当割交付金		252,000
	1 配当割交付金	252,000
5 株式等譲渡所得割交付金		139,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	139,000
6 法人事業税交付金		1,022,000
	1 法人事業税交付金	1,022,000
7 地方消費税交付金		9,900,000
	1 地方消費税交付金	9,900,000
8 ゴルフ場利用税交付金		62,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	62,000
9 自動車税環境性能割交付金		125,000
	1 自動車税環境性能割交付金	125,000
10 地方特例交付金		991,000
	1 地方特例交付金	400,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	591,000
11 地方交付税		15,300,000
	1 地方交付税	15,300,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		70,000
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
13 分担金及び負担金		85,305
	1 負担金	85,305
14 使用料及び手数料		2,680,455
	1 使用料	2,333,715
	2 手数料	346,740
15 国庫支出金		24,116,468
	1 国庫負担金	18,362,196
	2 国庫補助金	5,645,745
	3 委託金	108,527
16 県支出金		11,808,645
	1 県負担金	7,667,048
	2 県補助金	3,256,868
	3 委託金	884,729
17 財産収入		1,126,960
	1 財産運用収入	287,938
	2 財産売却収入	839,022
18 寄附金		60,400
	1 寄附金	60,400
19 繰入金		3,292,745
	1 特別会計繰入金	182,597
	2 基金繰入金	3,110,148
20 諸収入		3,040,102
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	91
	3 貸付金元利収入	1,363,088
	4 受託事業収入	40,527
	5 収益事業収入	100,000
	6 雑入	1,436,395
21 市債		28,484,200
	1 市債	28,484,200
歳 入 合 計		172,702,846

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		753,709
	1 議会費	753,709
2 総務費		19,265,180
	1 総務管理費	8,268,220
	2 企画費	8,013,883
	3 徴税費	1,520,512
	4 戸籍住民基本台帳費	914,063
	5 選挙費	400,242
	6 統計調査費	71,718
	7 監査委員費	76,542
3 民生費		63,030,719
	1 社会福祉費	29,074,791
	2 児童福祉費	29,201,749
	3 生活保護費	4,242,122
	4 市民生活費	392,732
	5 青少年女性費	119,324
	6 災害救助費	1
4 衛生費		11,853,615
	1 保健衛生費	4,809,561
	2 環境衛生費	7,044,054
5 労働費		671,039
	1 労働諸費	671,039
6 農林水産業費		4,612,656
	1 農業費	1,619,566
	2 農地費	2,309,498
	3 林業費	460,829
	4 水産業費	222,763
7 商工費		4,051,126
	1 商工費	4,051,126
8 土木費		21,683,365
	1 土木管理費	901,097
	2 道路橋りょう費	5,782,607
	3 河川水路費	806,958

(単位 千円)

款	項	金額
	4 港湾費	30,529
	5 都市計画費	13,438,944
	6 住宅費	723,230
9 消防費		4,487,733
	1 消防費	4,487,733
10 教育費		20,917,663
	1 教育総務費	1,864,654
	2 小学校費	7,695,849
	3 中学校費	8,186,611
	4 幼稚園費	529,245
	5 社会教育費	2,641,304
11 災害復旧費		23,500
	1 農林水産施設災害復旧費	21,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,500
12 公債費		21,252,541
	1 公債費	21,252,541
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		172,702,846

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)水橋会館 建設事業費	712,206	令和3年度	290,786	
				令和4年度	421,420	
3 民生費	2 児童福祉費	保育所建設 事業費 ( (仮称) 婦中熊野・宮川保育所)	978,000	令和3年度	489,000	
				令和4年度	489,000	
		児童館施設 整備事業費 (水橋児童館)	141,570	令和3年度	56,628	
				令和4年度	84,942	
4 衛生費	2 環境衛生費	つばき園費 (浄化槽汚泥前処理施設)	45,092	令和3年度	36,524	
				令和4年度	8,568	
10 教育費	2 小学校費	校舎増築 事業費 (堀川南小学校旧給食室等改修)	105,750	令和3年度	89,888	
				令和4年度	15,862	
		校舎改築 事業費 (奥田小学校)	307,000	令和3年度	92,100	
				令和4年度	214,900	
	校舎改築 事業費 (堀川小学校解体(その2))	281,262	令和3年度	84,370		
			令和4年度	196,892		
	3 中学校費	校舎改築 事業費 (西部中学校解体(その2))	286,425	令和3年度	85,870	
				令和4年度	200,555	
			校舎改築 事業費 (上滝中学校校舎・屋内運動場解体)	385,622	令和3年度	115,574
					令和4年度	270,048
5 社会教育費		公民館建設 事業費 (船嶺公民館)	176,097	令和3年度	140,877	
				令和4年度	35,220	

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大山地域公共施設複合化事業費	自令和 4 年度至令和 19 年度	2, 184, 175 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
ガラス美術館展覧会開催業務委託費	自令和 3 年度至令和 4 年度	30, 000
ガラス美術館広報活動業務委託費	自令和 3 年度至令和 4 年度	5, 000
土地評価業務委託費	自令和 4 年度至令和 5 年度	46, 970
納税通知書等運搬業務委託費	自令和 3 年度至令和 4 年度	600
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和 4 年度至令和 6 年度	3, 558 及び利子相当額
船嶽公民館仮設事務所借上料	令和 4 年度	3, 286
富山市土地開発公社による公共用地等先行取得事業費	自令和 3 年度至令和 13 年度	700, 000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和 3 年度至令和 13 年度	700, 000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	328,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	2,423,600			
社会福祉費	2,400			
児童福祉費	640,200			
環境衛生費	2,916,000			
農地費	363,900			
林業費	52,800			
水産業費	66,400			
商工費	5,200			
土木管理費	78,200			
道路橋りょう費	1,379,700			
河川水路費	345,800			
港湾費	21,000			
都市計画費	2,095,500			
住宅費	72,500			
消防費	238,000			
教育総務費	4,500			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校費	2,825,000			
中学校費	4,329,500			
社会教育費	295,100			
臨時財政対策費	10,000,000			

公 債 管 理 特 別 会 計



議案第 3 号

令和3年度富山市公債管理特別会計予算

令和3年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,142,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,249,582
	1 一般会計繰入金	21,249,582
2 市債		1,892,480
	1 市債	1,892,480
歳入合計		23,142,062

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		23,142,062
	1 公債費	23,142,062
歳 出 合 計		23,142,062

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 費	1,892,480	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計



議案第 4 号

令和3年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和3年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		287,967
	1 使用料	287,967
2 財産収入		318
	1 財産運用収入	318
歳入合計		288,285

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場費		288,285
	1 駐車場管理費	288,285
歳 出 合 計		288,285



母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計



議案第 5 号

令和3年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
令和3年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,954千円  
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表  
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の  
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債  
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		20,867
	1 一般会計繰入金	20,867
2 繰越金		18,832
	1 繰越金	18,832
3 諸収入		16,627
	1 貸付金元利収入	16,626
	2 雑入	1
4 市債		29,628
	1 市債	29,628
歳入合計		85,954

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		85,954
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	85,954
歳 出	合 計	85,954

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	29,628	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。

# 後期高齢者医療事業特別会計



議案第 6 号

令和3年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,161,331千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,791,454
	1 後期高齢者医療保険料	4,791,454
2 繰入金		6,345,765
	1 一般会計繰入金	6,345,765
3 諸収入		24,112
	1 受託事業収入	7,599
	2 償還金及び還付加算金	15,500
	3 雑入	13
	4 延滞金及び過料	1,000
歳入	合計	11,161,331

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		132,086
	1 総務管理費	115,063
	2 徴収費	17,023
2 後期高齢者医療広域連合納付金		11,012,745
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	11,012,745
3 諸支出金		15,500
	1 償還金及び還付加算金	15,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,161,331



# まちなか診療所事業特別会計



議案第 7 号

令和3年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和3年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 診療収入		87,696
	1 外来収入	87,696
2 介護収入		3,672
	1 在宅介護収入	3,672
3 使用料及び手数料		408
	1 手数料	408
4 繰入金		39,471
	1 一般会計繰入金	39,471
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		131,248

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		113,502
	1 施設管理費	113,502
2 医業費		17,746
	1 医業費	17,746
歳 出 合 計		131,248



# 介護保険事業特別会計



議案第 8 号

令和3年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和3年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,286,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,611,550
	1 介護保険料	9,611,550
2 使用料及び手数料		1,620
	1 総務手数料	1,620
3 国庫支出金		9,851,638
	1 国庫負担金	7,527,632
	2 国庫補助金	2,324,006
4 支払基金交付金		11,559,760
	1 支払基金交付金	11,559,760
5 県支出金		6,235,210
	1 県負担金	5,945,913
	2 県補助金	289,297
6 財産収入		2,630
	1 財産運用収入	2,630
7 繰入金		7,005,698
	1 一般会計繰入金	6,777,436
	2 基金繰入金	228,262
8 諸収入		18,359
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	3,356
歳入	合計	44,286,465

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		809,730
	1 総務管理費	382,541
	2 徴収費	36,600
	3 介護認定審査会費	389,605
	4 趣旨普及費	984
2 保険給付費		41,472,052
	1 介護サービス等諸費	39,031,607
	2 介護予防サービス等諸費	688,148
	3 その他諸費	41,118
	4 高額介護サービス等費	795,299
	5 高額医療合算介護サービス費	86,798
	6 特定入所者介護サービス等費	829,082
3 地域支援事業費		1,981,899
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,233,094
	2 一般介護予防事業費	127,050
	3 包括的支援事業・任意事業費	621,755
4 基金積立金		2,634
	1 基金積立金	2,634
5 諸支出金		20,150
	1 償還金及び還付加算金	20,150
歳 出 合 計		44,286,465



# 国民健康保険事業特別会計



議案第 9 号

令和3年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,356,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,058,655
	1 国民健康保険料	6,058,655
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		24,431,000
	1 県負担金・補助金	24,431,000
4 財産収入		3,694
	1 財産運用収入	3,694
5 繰入金		2,813,936
	1 一般会計繰入金	2,374,556
	2 基金繰入金	439,380
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		49,233
	1 延滞金、加算金及び過料	1,102
	2 市預金利子	10
	3 雑入	48,121
歳入	合計	33,356,520

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		460,077
	1 総務管理費	394,620
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	2,912
	4 特別対策事業費	62,265
2 保険給付費		24,000,664
	1 療養諸費	21,010,416
	2 高額療養費	2,910,283
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	64,713
	5 葬祭諸費	13,800
	6 傷病手当金	1,152
3 国民健康保険事業費納付金		8,570,495
	1 医療給付費分	5,770,781
	2 後期高齢者支援金等分	2,104,488
	3 介護納付金分	695,226
4 保健事業費		278,613
	1 特定健康診査等事業費	211,298
	2 保健事業費	67,315
5 基金積立金		3,695
	1 基金積立金	3,695
6 公債費		375
	1 公債費	375
7 諸支出金		41,601
	1 償還金及び還付加算金	41,601
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,356,520



# 企業団地造成事業特別会計



議案第 1 0 号

令和 3 年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和 3 年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 1, 3 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		89,577
	1 財産運用収入	89,577
2 繰入金		121,686
	1 一般会計繰入金	121,686
3 市債		20,100
	1 市債	20,100
歳入合計		231,363

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 企業団地造成事業費		109,727
	1 企業団地造成事業費	109,727
2 公債費		121,636
	1 公債費	121,636
歳 出 合 計		231,363

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企業団地造成事業費	20,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 牛岳温泉健康センター事業特別会計



議案第 1 1 号

令和 3 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算  
令和 3 年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 8 , 6 9 8 千円  
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32
	1 使用料	32
2 繰入金		48,666
	1 一般会計繰入金	48,666
歳入合計		48,698

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 牛岳温泉事業費		48,698
	1 牛岳温泉事業費	48,698
歳 出 合 計		48,698



# 牛岳温泉スキー場事業特別会計



議案第 1 2 号

令和 3 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 3 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 5, 8 2 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		90,000
	1 事業収入	90,000
2 繰入金		45,277
	1 一般会計繰入金	45,277
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		545
	1 市預金利子	1
	2 雑入	544
歳入	合計	135,823

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スキー場事業費		102,654
	1 スキー場事業費	102,654
2 公債費		33,169
	1 公債費	33,169
歳 出 合 計		135,823



競 輪 事 業 特 別 会 計



議案第 1 3 号

令和 3 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 3 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 0 5 1, 2 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		12,996,443
	1 競輪事業収入	12,996,443
2 財産収入		1,680
	1 財産運用収入	1,680
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		52,094
	1 市預金利子	50
	2 雑入	52,044
歳入	合計	13,051,217

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪費		13,051,217
	1 競輪費	13,051,217
歳 出 合 計		13,051,217



# 農業集落排水事業特別会計



議案第 1 4 号

令和 3 年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

令和 3 年度富山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 4 0, 7 3 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,000
	1 分担金	1,000
2 使用料及び手数料		311,025
	1 使用料	311,025
3 繰入金		1,006,607
	1 一般会計繰入金	1,006,607
4 諸収入		14,601
	1 雑入	14,601
5 市債		7,500
	1 市債	7,500
歳入合計		1,340,733

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水整備費		434,777
	1 管理費	434,777
2 公債費		905,956
	1 公債費	905,956
歳 出 合 計		1,340,733

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	7,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 公設地方卸売市場事業特別会計



議案第 1 5 号

令和 3 年度 富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 3 年度 富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 2 1 , 9 2 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		169,566
	1 使用料	169,566
2 繰入金		128,124
	1 一般会計繰入金	128,124
3 諸収入		24,231
	1 雑入	24,231
歳入合計		321,921

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公設地方卸売市場費		230,894
	1 総務管理費	211,894
	2 建設事業費	19,000
2 公債費		91,027
	1 公債費	91,027
歳 出 合 計		321,921

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市公設地方卸売市場再整備事業費	自令和 5 年度至令和 35 年度	13,658,470 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内

# 軌道整備事業特別会計



議案第 16 号

令和3年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和3年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,926千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 寄附金		500
	1 寄附金	500
4 諸収入		132
	1 雑入	132
5 繰越金		1,964
	1 繰越金	1,964
歳入合計		25,926

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 軌道整備事業費		25,926
	1 軌道整備事業費	25,926
歳 出 合 計		25,926



# 賃貸住宅・店舗事業特別会計



議案第 1 7 号

令和 3 年度 富山市 賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 3 年度 富山市 の 賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 0 , 7 2 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		115,811
	1 使用料	115,811
2 財産収入		26
	1 財産運用収入	26
3 諸収入		14,297
	1 雑入	14,297
4 繰入金		594
	1 基金繰入金	594
歳入合計		130,728

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 賃貸住宅・店舗事業費		49,743
	1 総務費	49,743
2 公債費		80,985
	1 公債費	80,985
歳 出 合 計		130,728



水 道 事 業 会 計



議案第 18 号

令和3年度富山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	192,582 栓
(2) 年間総給水量	43,273,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	118,556 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設費	4,037,391 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	7,603,270 千円
第1項	営業収益	6,505,655 千円
第2項	営業外収益	1,094,782 千円
第3項	特別利益	2,833 千円
支		出
第1款	水道事業費	7,168,764 千円
第1項	営業費用	6,366,234 千円
第2項	営業外費用	790,080 千円
第3項	特別損失	11,450 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,920,949千円は、過年度分損益勘定留保資金863,505千円、当年度分損益勘定留保資金2,726,933千円及び当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 330,511 千円で補填するものとする。  
 )。

収		入
第1款	資本的収入	2,927,587 千円
第1項	企業債	2,310,400 千円
第2項	他会計出資金	79,807 千円
第3項	他会計負担金	20,900 千円
第4項	固定資産売却代金	4,595 千円
第5項	国庫補助金	400,260 千円
第6項	工事負担金	111,625 千円
支		出
第1款	資本的支出	6,848,536 千円
第1項	建設改良費	4,429,741 千円
第2項	企業債償還金	2,418,795 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費	2,310,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 817,310千円

(2) 交際費 168千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、58,412千円と定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志



# 工業用水道事業会計



議案第 19 号

令和3年度富山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	18事業所
(2) 年間総給水量	31,609,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	86,600m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		480,253千円
第1項 営業収益		452,008千円
第2項 営業外収益		28,245千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		353,534千円
第1項 営業費用		316,782千円
第2項 営業外費用		34,509千円
第3項 特別損失		2,143千円
第4項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額219,441千円は、減債積立金24,841千円、過年度分損益勘定留保資金185,857千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,743千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		20,001千円

第1項	固定資産売却代金	1千円
第2項	工事負担金	20,000千円
	支	出
第1款	資本的支出	239,442千円
第1項	建設改良費	116,224千円
第2項	企業債償還金	123,218千円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、130,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,898千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

# 公共下水道事業会計



議案第 20 号

令和3年度富山市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	125,138戸
(2) 年間総処理水量	56,778,890m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	155,559m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	4,056,500千円
流域関連公共下水道築造費	160,000千円
特定環境保全公共下水道築造費	119,000千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	437,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	16,602,219千円	
第1項	営業収益	11,876,628千円	
第2項	営業外収益	4,725,591千円	
		支	出
第1款	下水道事業費	14,654,875千円	
第1項	営業費用	12,632,359千円	
第2項	営業外費用	2,005,508千円	
第3項	特別損失	16,008千円	
第4項	予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,702,275千円)

は、過年度分損益勘定留保資金 1, 283, 625 千円、当年度分損益勘定留保資金 6, 144, 699 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 273, 951 千円で補填するものとする。)

		収	入
第 1 款	資本的収入		7, 928, 635 千円
第 1 項	企業債		4, 100, 802 千円
第 2 項	国庫補助金		1, 815, 250 千円
第 3 項	他会計出資金		1, 797, 331 千円
第 4 項	負担金及び分担金		210, 312 千円
第 5 項	貸付金返還金		4, 911 千円
第 6 項	固定資産売却代金		29 千円
		支	出
第 1 款	資本的支出		15, 630, 910 千円
第 1 項	建設改良費		5, 442, 253 千円
第 2 項	企業債償還金		10, 181, 657 千円
第 3 項	投資		7, 000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	675,000千円	浜黒崎浄化センター水処理設備更新事業費(その1)	令和3年度	363,000千円
				令和4年度	312,000千円	
		2 耐震化事業費	159,300千円	浜黒崎浄化センター耐震化事業費	令和3年度	55,000千円
					令和4年度	66,000千円
					令和5年度	38,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	2,879,600千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借換費	1,221,202千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 595,755千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,310千円である。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志



病 院 事 業 会 計



議案第 2 1 号

令和 3 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
5 3 9 床	5 0 床	6 床	5 9 5 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	1 6 4 , 6 1 5 人	外 来	2 7 0 , 2 5 4 人
-----	-----------------	-----	-----------------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	4 5 1 人	外 来	1 , 1 1 6 人
-----	---------	-----	-------------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	5 9 5 , 2 7 1 千円
--------------	------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1 3 , 6 8 8 , 9 9 7 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 収 益	1 2 , 4 9 4 , 9 8 4 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 収 益	1 , 1 9 4 , 0 0 3 千円
-----------------	----------------------

第 3 項 特 別 利 益	1 0 千円
---------------	--------

支 出

第 1 款 病院事業費	1 4 , 0 1 1 , 3 1 1 千円
-------------	------------------------

第 1 項 医 業 費 用	1 3 , 7 6 6 , 7 5 6 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 費 用	2 4 4 , 2 5 5 千円
-----------------	------------------

第 3 項 予 備 費	3 0 0 千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額601,164千円は過年度分損益勘定留保資金547,048千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,116千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	731,446千円
第1項	企業債	587,100千円
第2項	出資金	141,199千円
第3項	県補助金	3,137千円
第4項	寄附金	10千円
支		出
第1款	資本的支出	1,332,610千円
第1項	建設改良費	595,271千円
第2項	企業債償還金 (企業債)	737,339千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	587,100千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,611,970千円

(2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、358,919千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,607,478千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療器械	生化学検査関連機器	2台
	医療器械	X線透視撮影装置	1台
	医療器械	CTスキャン装置	1台

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

議案第 2 2 号

富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件  
富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、政策監、消防局長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者 2

(4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 2 3 号

富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
富山市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）  
の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 5 号

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の  
件

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のよう  
に定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に  
関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を  
利用する方法により行うことができるようにするための共通する事  
項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政  
運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各  
号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、規則等（本市の執行機関（地方自治法（昭  
和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 編第 7 章の規  
定により設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則及び規  
程、法第 1 2 0 条に規定する会議規則、法第 1 3 0 条第 3 項に規  
定する規則、議会の規程並びに地方公営企業法（昭和 2 7 年法律  
第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。  
）並びに富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条  
例（平成 1 1 年富山県条例第 5 0 号）及び富山県教育委員会の権  
限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 7 年富山県条  
例第 1 0 号）により本市が処理することとされた事務について規  
定する富山県の条例及び富山県の執行機関の規則をいう。

- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
- ア 本市の執行機関、地方公営企業法第7条の規定により設置される管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により設置される消防本部及び消防署並びに議会又はこれらに置かれる機関
  - イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
  - ウ 市の公の施設の管理を行う指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以

外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。) があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を

使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める

方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則(法第15条第1項に規定する規則をいう。以下同じ。)で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する

方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第9条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第10条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公

表するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山市科学博物館条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市科学博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市科学博物館条例の一部を改正する条例

富山市科学博物館条例（平成17年富山市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「次に掲げる施設」を「展示室及びプラネタリウム投映室」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「本館」を「博物館」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第2項中「第7条第4項」を「第6条第4項」に改め、同条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同表本館観覧料の項中「本館観覧料」を「観覧料」に改め、同表天文台観覧料の項及び天文台年間観覧料の項を削り、同表備考中「本館の」を削る。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部改正）
- 2 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成20年富山市条例第38号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「第6条」を「第5条」に改める。

議案第 27 号

富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市食品衛生条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市食品衛生条例の一部を改正する条例  
富山市食品衛生条例（平成17年富山市条例第172号）の一部を  
次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める  
条例

第1条中「。以下「政令」という。」を削り、「基づく」を「基づ  
き、」に改め、「その他必要な事項」を削る。

第2条中「政令第8条第1項の規定による」を削る。

第3条及び第4条を削る。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

議案第 28 号

富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市恵光学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市恵光学園条例の一部を改正する条例

富山市恵光学園条例（平成17年富山市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条中「日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 29 号

富山市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件  
富山市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例

(富山市老人医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 富山市老人医療費助成条例(平成 17 年富山市条例第 157 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「総所得金額」の次に「(当該総所得金額に同法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該総所得金額から 10 万円(同法第 28 条第 2 項に規定する給与所得控除額を控除した残額と同法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等控除額を控除した残額を合計した額が 10 万円に満たない場合には、その合計額)を控除して得た金額)」を加える。

(富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 富山市重度心身障害者医療費助成条例(平成 17 年富山市条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「総所得金額」の次に「(当該総所得金額に同法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該総所得金額から 10 万円(同法第 28 条第 2 項に規定する給与所得控除額を控除した残額と同法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等控除額を控除した残額を合計した額が 10 万円に満たない場合には、その合計額)を控除して得た金額)」を加える。

(富山市重度心身障害者等介護手当支給条例の一部改正)

第3条 富山市重度心身障害者等介護手当支給条例（平成17年富山市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「すべて」を「全て」に改める。

第8条中「すべて」を「全て」に改め、「規定する合計所得金額」の次に「（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該合計所得金額から10万円（同法第28条第2項に規定する給与所得控除額を控除した残額と同法第35条第2項第1号に規定する公的年金等控除額を控除した残額を合計した額が10万円に満たない場合には、その合計額）を控除して得た金額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は令和3年8月1日から、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

（富山市老人医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の富山市老人医療費助成条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の富山市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（富山市重度心身障害者等介護手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の富山市重度心身障害者等介護手当支給条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護手当について適用

し、令和2年度分までの介護手当については、なお従前の例による。

議案第 30 号

富山市婦中生活介護事業所条例を廃止する条例制定の件  
富山市婦中生活介護事業所条例を廃止する条例を次のように定める。  
令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市婦中生活介護事業所条例を廃止する条例  
富山市婦中生活介護事業所条例（平成18年富山市条例第25号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 1 1 条」を「第 2 1 1 条・第 2 1 2 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 6 号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 3 2 条中「第 3 6 条」を「第 3 6 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 4 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時

において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第3項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

#### 第75条 削除

第78条前段中「第21条」の次に「、第34条の2、第36条の2」を加え、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定

生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第3項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に改める。

第95条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条

第1項」に改める。

第149条の4中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第159条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第159条の4中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間そ

の他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第190条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はこれに相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の11中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第210条第1項前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第61条」を「第62条」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を加え、「、第91条及び第94条」を「及び第88条から第94条まで」に改め、同項後段中「第94条」を「第94条第1項」に、「第210条第2項から第5項まで」を「第210条第1項」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」及び「、第88条第4項及び第92条第2項」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項及び第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75

条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項及び第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項及び第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

第211条を第212条とし、第18章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信機器の活用）

第211条 指定障害福祉サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するものについては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附則第2項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、

第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第34条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第73条第3項及び第92条第3項(新条例第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第36条の2第2項(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第36条の2第2項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 3 2 号

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 1 条」を「第 6 1 条・第 6 2 条」に改める。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「この条」の次に「及び第 3 5 条第 3 項」を加える。

第 3 5 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（人員等基準条例第 1 9 4 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（人員等基準条例第 1 9 4 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に

定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第46条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第3項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当

該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条中「行為」の次に「（以下「身体拘束等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第58条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第58条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第61条を第62条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信機器の活用）

第61条 指定障害者支援施設は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するものについては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第58条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第46条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ず

るよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第49条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第52条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 3 3 号

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条」を「第 3 2 条の 2」に、「第 9 0 条」を「第 9 0 条・第 9 1 条」に改める。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 2 5 条に次の 1 項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 2 5 条の 2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常

時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第3項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第28条中「行為」の次に「（以下「身体拘束等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山市条例第37号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第3項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、

「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第90条を第91条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信機器の活用）

第90条 障害福祉サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するものについては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う

ことができるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第3項及び第48条第3項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### (身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第2項（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

とする。

議案第 3 4 号

富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第 1 3 条の 2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職

員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 3 5 号

富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

4 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第 1 1 条の 2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環

境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第12条の2の

規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 3 6 号

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 5 条」を「第 4 6 条」に、「第 4 6 条」を「第 4 7 条・第 4 8 条」に改める。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 2 8 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 3 7 号）第 1 9 4 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 1 9 4 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなけれ

ばならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第3項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第41条中「行為」の次に「(以下「身体拘束等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第46条を第48条とし、第2章中第45条の次に次の1条を加え

る。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第3章中第48条の前に次の1条を加える。

(情報通信機器の活用)

第47条 障害者支援施設は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するものについては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 37 号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 107 条」を「第 107 条・第 108 条」に改める。

第 4 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、保育士又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に改め、同条第 2 項中「において」を「において、」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員

(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合に該当するときは、看護職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削る。

第7条第2項中「において」を「において、」に、「場合は、機能訓練担当職員を」を「場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合に該当するときは、看護職員を置かないことができる。

第7条第3項中「次に掲げる従業者」の次に「(前項の規則で定める場合に該当するときは、第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に

実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第61条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第78条後段中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「において」を「において、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合に該当するときは、看護職員を置かないことができる。

第87条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第92条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第98条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第103条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第107条を第108条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信機器の活用）

第107条 指定障害児通所支援事業者等は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するものについては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）

）第４条第４項及び第４６条第２項（新条例第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３９条の２（新条例第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第３９条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第４２条第２項（新条例第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 施行日から令和４年３月３１日までの間、新条例第４５条第３項（新条例第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（指定児童発達支援事業者に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者については、新条例第６条第１項の規定にかかわらず、

令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業者に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(指定放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新条例第80条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第 38 号

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 21 条第 2 項中「第 29 条」を「第 30 条」に改める。

第 23 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言

動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第30条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については、同条中「施設」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 39 号

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 22 条第 2 項中「第 33 条」を「第 34 条」に改める。

第 24 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言

動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条を第36条とし、第33条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「第33条」を「第34条」に、「附則第18項」を「附則第19項」に改める。

附則第18項中「第33条」を「第34条」に改め、同項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項第2号」を「附則第15項第2号」に改め、同項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(軽費老人ホームA型の利用料の受領)」を付する。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「(軽費老人ホームA型の職員)」を付する。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(軽費老人ホームA型の設備)」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のた

め、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第34条（新条例附則第19項において準用する場合を含む。）及び附則第6項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第8条（新条例附則第19項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「施設」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

##### (認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例附則第19項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

##### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例附則第19項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 4 0 号

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成 2 4 年富山市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条」を「第 3 2 条の 2」に、「第 4 3 条」を「第 4  
3 条・第 4 4 条」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のた  
め、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実  
施その他必要な措置を講じなければならない。

第 7 条ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、  
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 2 4 条第 2 項中「第 3 2 条」を「第 3 2 条の 2」に改める。

第 2 5 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看  
護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条  
第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに  
類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講  
させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第39条中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「第32条」を「第32条の2」に改める。

第41条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第42条中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「第32条」を「第32条の2」に改める。

第43条を第44条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第43条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他こ

れらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

3 特別養護老人ホームは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第39条、第41条及び第42条において準用する

場合を含む。)及び第32条の2(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第8条中「施設」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第39条、第41条及び第42条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 4 1 号

富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市介護保険条例の一部を改正する条例

富山市介護保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 4, 1 0 0 円」を「3 5, 7 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 3, 0 0 0 円」を「5 5, 5 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 6, 7 0 0 円」を「5 9, 4 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「6 4, 3 0 0 円」を「6 7, 4 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「7 5, 6 0 0 円」を「7 9, 2 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「8 7, 0 0 0 円」を「9 1, 1 0 0 円」に改め、同号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零」を加え、同項第 7 号中「9 0, 8 0 0 円」を「9 5, 1 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「9 8, 3 0 0 円」を「1 0 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 9 号中「1 1 3, 4 0 0 円」を「1 1 8, 8 0 0 円」に改め、同項第 1 0 号中「1 3 9, 9 0 0 円」を「1 4 6, 6 0 0 円」に改め、同項第 1 1 号中「1 5 1, 2 0 0 円」を「1 5 8, 4 0 0 円」に改め、同項第 1 2 号中「1 5 8, 8 0 0 円」を「1 6 6, 4 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「1 8, 9 0 0 円」を「1 9, 8 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「1 8, 9 0 0 円」を「1 9, 8 0 0 円」に、「3 4, 1 0 0 円」を「3 5, 7 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令

和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「18,900 円」を「19,800 円」に、「53,000 円」を「55,500 円」に改める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例)

1 1 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

1 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

1 3 附則第 1 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 3 年度以後の

年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 7 7 条」を「第 2 7 7 条・第 2 7 8 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 2 条に次の 1 項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出しを「(連携等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条及び第63条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に

対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

- 3 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、同項中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第113条の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、同条後段中「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項及び第34条第1項」に、「及び第108条第3項」を「並びに第108条第3項及び第4項」に改める。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項」を「第103条第2項」に改める。

第144条第3項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に改める。

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、同項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に改める。

第179条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「、第34条中」を「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第34条第1項中」に、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に、「第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に改める。

第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条から第41条まで」を「第39条（第2項を除く。）、第40条、第41条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、同項中」に改め、「、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に改める。

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同項中」に改め、「、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に、「第152条中」を「第152条第1項中」に改める。

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第233条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第41条まで」を「、第38条、第40条、第41条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、同項中」に改め、「、「訪問

介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と」を削る。

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第41条まで」を「、第38条、第40条、第41条」に改め、「この場合において」の次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改める。

第260条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第277条を第278条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第113条の3、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

3 指定居宅サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの(以下

「委員会等」という。)については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第113条の3、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第30条(新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(新条例第113条の3及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「事業の」と

あるのは、「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第113条の3、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第113条の3、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第3項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第113条の3、第135条、第146条、第1

68条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新条例第248条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 4 3 号

富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 0 4 条」を「第 2 0 4 条・第 2 0 5 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 3 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 3 3 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第 3 5 条に次の 1 項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 4 1 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第 5 7 条第 2 項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指

定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条の見出しを「（連携等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条前段中「第34条」を「第33条の2」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、同条後

段中「第34条及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項及び第35条第1項」に改める。

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第60条の20中「第35条から第39条まで」を「第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項」に改める。

第60条の20の3中「第35条から第39条まで」を「第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2」に、「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「第33条の2第2

項及び第35条第1項中」に、「及び第60の13第3項」を「並びに第60条の13第3項及び第4項」に改める。

第60条の38中「第35条から第39条まで」を「第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2」に、「第35条中」を「第33条の2第2項及び第35条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、同項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に改める。

第81条中「第35条から第39条まで」を「第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第88条中「召集」を「招集」に改める。

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合には、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定める期間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4

項」を加える。

第111条第3項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改める。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、規則で定める指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、規則で定める共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第118条第7項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（規則で定める指定地域密着型サービスを除く。）」を加える。

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「定

期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項」に改める。

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第33条の2第2項及び第35条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第159条第6項中「召集」を「招集」に改める。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければな

らない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第188条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項及び第35条第1項」に、「第60条の13中」を「第60条の13第3項及び第4項中」に改める。

第204条を第205条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において

準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

3 指定地域密着型サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの(以下「委員会等」という。)については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者若しくは入所者又はそれらの家族(以下「利用者等」という。)が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新条例第60条、第

第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第32条、第56条、第60条の12(第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(第203条において準用する場合を含む。)、第123条及び第146条の規定の適用については、これらの規定中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とし、新条例第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「施設の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設の」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第44条、第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

議案第 4 4 号

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年富山市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 34 条」を「第 34 条・第 35 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることその他やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(

主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  
第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第 34 条を第 35 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

（富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年富山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「間は」とあるのは「間は、令和3年3月31日までに介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定 令和3年10月1日

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3

月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 5 項（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）及び第 30 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第 21 条（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 21 条中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 22 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 22 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 24 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 24 条の 2 中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 4 5 号

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 1 条」を「第 5 1 条・第 5 2 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 2 項ただし書中「、規則で定める従業者を除き」を削る。

第 1 7 条第 6 項中「召集」を「招集」に改める。

第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 2 2 条の 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所

者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 3 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第 4 1 条の 2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第 5 1 条を第 5 2 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

- 第 5 1 条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（第 1 0 条第 1 項（第 5 0 条において準用する場合を含む。）及び第 1 3 条（第 5 0 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、

書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

- 3 指定介護老人福祉施設は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項（新条例第50条において準用する場合を含む。）及び第41条の2（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第29条（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条中「施設の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設の」とする。

##### （栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行

うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 4 6 号

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 0 条」を「第 5 0 条・第 5 1 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 2 項ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第 2 0 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 2 0 条の 2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔<sup>くう</sup>衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔<sup>くう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔<sup>くう</sup>衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔<sup>くう</sup>衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第49条中「及び第3項」を「から第5項まで」に、「第20条」を「第20条の3」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第50条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。

）で行うこととされているもの（第10条第1項（第49条において準用する場合を含む。）及び第13条（第49条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととさ

れているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

- 3 介護老人保健施設は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第40条の2（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第29条（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条中「施設の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設の」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 4 7 号

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 6 7 条」を「第 2 6 7 条・第 2 6 8 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 5 条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出しを「(連携等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第63条中「第51条の2」を「第51条の2第1項」に、「第51条の13」を「第51条の13第1項」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の

提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「読み替える」を「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「読み替える」を「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記

載した文書を交付して行うこと。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第3項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の11」を「第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第158条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するため

の方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第55条の4第1項中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(第165条の3において準用する第121条の2第3項、第134条第1項及び第138条において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に、「第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第172条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10、第55条の11」に、「第51条の13中」を「第51条の13第1項中」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第182条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第195条第4項に後段として次のよう加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介

護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第53条及び第55条の4」を「第53条、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項」に、「、第55条の4中」を「、

同項中」に改める。

第235条中「51条の5」を「第51条の5」に改め、「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「及び第55条の2の2第2項」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第121条の2第1項及び第2項」を「第121条の2第1項、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項及び第55条の2の2第2項中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第121条の2第1項及び第2項」を「第121条の2第1項、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項及び第55条の2の2第2項中」を、「サービスの利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第121条の2第1項及び第2項」を「第121条の2第1項、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項及び第

55条の2の2第2項中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第267条を第268条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

3 指定介護予防サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第55条の10の2（新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第55条（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条（新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関

する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新条例第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。)、第122条第3項(新条例第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第140条の2第2項(新条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。)及び第246条第6項(新条例第254条において準用する場合を含む。)の規定の適用について

は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 4 8 号

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 2 条」を「第 9 2 条・第 9 3 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 29 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 29 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 31 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓

練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 3 2 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 3 8 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 3 8 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第 5 0 条中「召集」を「招集」に改める。

第 5 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定める期間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 6 6 条中「第 2 9 条」の次に「、第 2 9 条の 2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第 2 9 条第 3 項及び第 4 項、第 2 9 条の 2 第 2 項並びに第 3 3 条第 1 項中」を加え、「、第 2 9 条第 3 項及び第 3 3 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第 7 2 条第 3 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改める。

第 7 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、規則で定める指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、規則で定める共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（規則で定める地域密着型介護予防サービスを除く。）」を加える。

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を、「（第4項を除く。）」の次に「、第38条の2」を加え、同条後段中「関する規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項及び第33条第1項中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第87条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第92条を第93条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの(以下「委員会等」という。)については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 38 条の 2（新条例第 66 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第 28 条、第 58 条及び第 81 条の規定の適用については、これらの規定中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 29 条第 3 項（新条例第 66 条において準用する場合を含む。）及び第 82 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 29 条の 2（新条例第 66 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 29 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 32 条第 2 項（第 66 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）の規定の

適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 4 9 号

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 6 条」を「第 3 6 条・第 3 7 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関

係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより保健師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、保健師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条第3項中「召集」を「招集」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこととされているもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの(以下「委員会等」という。)については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条中「事業の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 5 0 号

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 3 号）の一部を次のように  
改正する。

目次中「第 3 8 条」を「第 3 8 条・第 3 9 条」に改める。

第 2 条に次の 2 項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止  
等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、  
研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供す  
るに当たっては、介護保険法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護  
保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよ  
う努めなければならない。

第 3 条第 1 項第 1 号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に  
改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加  
える。

(5) 栄養士又は管理栄養士

第 1 4 条第 6 項中「召集」を「招集」に改める。

第 1 6 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第16条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第16条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第35条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第38条を第39条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第38条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（第8条第1項及び第10条第6項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこと

とされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

- 3 指定介護療養型医療施設は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、入院患者又はその家族（以下「入院患者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該入院患者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第35条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第24条の規定の適用については、同条中「施設の」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設の」とする。

##### （栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

##### （<sup>く</sup>口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の3の

規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

議案第 5 1 号

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年富山市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 0 条」を「第 5 0 条・第 5 1 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 2 項ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第 1 7 条第 6 項中「召集」を「招集」に改める。

第 2 0 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 2 0 条の 2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民

の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第49条中「第3条第3項」を「第3条第3項から第5項まで」に、「第20条」を「第20条の3」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第50条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているもの（第10条第1項（第49条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第49条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面で行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって

認識することができない方法をいう。) によることができる。

- 3 介護医療院は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づき行う委員会、会議その他これらに類するもの（以下「委員会等」という。）については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が委員会等に参加するときは、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 4 項（新条例第 49 条において準用する場合を含む。）及び第 40 条の 2（新条例第 49 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新条例第 29 条（新条例第 49 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 29 条中「施設」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 20 条の 2（新条例第 49 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 20 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（<sup>く</sup>口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 20 条の 3（

新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」する。

議案第 5 2 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次に掲げる者」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のないもの」に改め、同条各号を削る。

第 1 5 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加え、「1, 0 0 0 分の 7 4」を「1, 0 0 0 分の 6 4」に改める。

第 1 6 条中「2 5, 6 8 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に改める。

第 1 7 条第 1 号中「2 2, 5 6 0 円」を「1 7, 5 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「1 1, 2 8 0 円」を「8, 7 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「1 6, 9 2 0 円」を「1 3, 1 2 5 円」に改める。

第 2 5 条中「1, 0 0 0 分の 2 1」を「1, 0 0 0 分の 2 3」に改める。

第 2 6 条中「8, 1 6 0 円」を「8, 2 0 0 円」に改める。

第 2 7 条第 1 号中「6, 4 8 0 円」を「7, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「3, 2 4 0 円」を「3, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4, 8 6 0 円」を「5, 2 5 0 円」に改める。

第 3 4 条中「1, 0 0 0 分の 2 1」を「1, 0 0 0 分の 2 3」に改める。

第35条中「9,360円」を「9,500円」に改める。

第36条中「6,000円」を「6,500円」に改める。

第41条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第7項中「地方税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第9項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属

のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第４条及び附則第９項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定（第４条及び附則第９項を除く。）は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

富山市八尾健康福祉総合センター条例を廃止する条例制定の件  
富山市八尾健康福祉総合センター条例を廃止する条例を次のように  
定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市八尾健康福祉総合センター条例を廃止する条例  
富山市八尾健康福祉総合センター条例（平成 1 7 年富山市条例第 1  
3 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 1 の項を 1 2 の項とし、7 の項から 1 0 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、6 の項の次に次のように加える。

7	市長	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--

別表第 2 中 1 0 の項を 1 1 の項とし、7 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、6 の項の次に次のように加える。

7	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
---	----	---	---------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 5 6 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 3 7 の項を削り、3 8 の項を 3 7 の項とし、3 9 の項から 4 2 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 3 の項及び 4 4 の項を削り、4 5 の項を 4 2 の項とし、4 6 の項から 6 9 の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「3 7 の項、4 0 の項から 4 5 の項まで、4 8 の項、4 9 の項、5 2 の項、5 4 の項、5 7 の項、5 8 の項及び 6 6 の項」を「3 9 の項から 4 2 の項まで、4 5 の項、4 6 の項、4 9 の項、5 1 の項、5 4 の項、5 5 の項及び 6 3 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号中「5 7 の項及び 5 8 の項」を「5 4 の項及び 5 5 の項」に改める。

第 7 条第 7 項中「前納」を「市長（第 2 条の表 5 4 の項及び 5 5 の項に掲げるスポーツ施設にあつては指定管理者。次条及び第 9 条第 3 号において同じ。）が指定する期日までに納付するもの」に改め、同項ただし書を削る。

別表第 1 大沢野青少年体育センターの項、大沢野プールの項及び大沢野武道館の項を削る。

第 2 条 富山市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 6 6 の項を 6 7 の項とし、3 5 の項から 6 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 4 の項の次に次のように加える。

3 5	富山市五福芝生スポーツ広場	富山市五福 3 9 9 4 番地
-----	---------------	------------------

第2条の2中「36の項、39の項から42の項まで、45の項、46の項、49の項、51の項、54の項、55の項及び63の項」を「37の項、40の項から43の項まで、46の項、47の項、50の項、52の項、55の項、56の項及び64の項」に改める。

第2条の3第3号及び第7条第7項中「54の項及び55の項」を「55の項及び56の項」に改める。

別表第1パークゴルフ場及び常願寺川パークゴルフ場の項の次に次のように加える。

五福芝生スポーツ広場	(1) 芝生広場 4月上旬から12月中旬までの期間で市長が定める日 (2) 走路 1月5日から12月27日まで	(1) 芝生広場 ア 5月から8月までの日 午前8時から午後7時まで イ ア以外の日 午前9時から午後5時まで (2) 走路 午前9時から午後9時まで
------------	--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年9月1日から施行する。

議案第 5 7 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表産科診療料の部中

「

無痛分 べん加 算	6 時間以 内の場合	6 0 , 0 0 0 円	を
	6 時間を 超え 1 2 時間以内 の場合	8 0 , 0 0 0 円	
	1 2 時間 を超える 場合	1 0 0 , 0 0 0 円	

」

「

無痛分 べん加 算	昼間	1 0 0 , 0 0 0 円	に
	夜間等	1 2 0 , 0 0 0 円	
	深夜	1 3 0 , 0 0 0 円	

」

改め、同表検査料の部中

「

前立腺検査料	2 , 0 0 0 円	人間ドック又は
--------	-------------	---------

乳房検査料		3,000円	マイクロアレイ血液検査と併せて受ける場合に限る。	を
」				
「				
腫瘍マーカー検査料	前立腺検査	2,000円	人間ドック又はマイクロアレイ血液検査と併せて受ける場合に限る。	に
	3項目検査	4,000円	健康診断コース（Aを除く。）又は人間ドックと併せて受ける場合に限る。	
乳房検査料		3,000円	人間ドック又はマイクロアレイ血液検査と併せて受ける場合に限る。	
」				

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に無痛分べんが行われている者に係る無痛分べん加算の使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 5 8 号

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例  
富山市地域し尿処理施設に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1  
8 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市月岡緑町団地地域し尿処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 9 号

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育所の嘱託医 及び嘱託歯科医	年額 一の保育所につき次に掲げる額の合計額 (1) 43,000円 (2) 209円に任命権者が定める乳幼児の数を乗じて得た額 (3) 職務（定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。）を行うため出勤したとき。 1日につき10,000円
--------------------	--

を

「

保育所の嘱託医 及び嘱託歯科医	年額 一の保育所につき次に掲げる額の合計額 (1) 43,000円 (2) 209円に任命権者が定める乳幼児の数を乗じて得た額 (3) 職務（定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。）を行うため出勤したとき。 1日につき10,000円
交通政策監	月額 100,000円

に

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 0 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 1 2 の 9 の部中「第 1 4 条第 9 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改め、同表 6 5 の 2 の部を削り、同表 7 3 の部 1 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ハ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ハ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ」に改め、同表 8 5 の 8 の部 1 の項第 1 号ア中「建築物」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 1 条第 1 項に規定する特定建築行為（以下この項及び次項において「特定建築行為」という。）に係る非住宅部分」に改め、同号イからオまでの規定及び同項第 2 号、同部 2 の項第 1 号及び第 2 号、同表 8 5 の 9 の部 1 の項第 1 号及び第 2 号並びに同部 2 の項第 1 号及び第 2 号中「建築物」を「特定建築行為に係る非住宅部分」に改め、同表 8 6 の部 1 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改め、同部 2 の項中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改める。

第 2 条 富山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の部中 4 7 の項を 4 9 の項とし、2 2 の項から 4 6 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、

同部 2 1 の項の次に次のように加える。

2 2 建築基準法第 6 0 条 の 2 の 2 第 1 項第 2 号又 は第 3 項の規定に基づく 居住環境向上用途誘導地 区における建築物の建築 面積の敷地面積に対する 割合、壁面の位置又は建 築物の高さの許可	1 6 0 , 0 0 0 円
2 3 建築基準法第 6 0 条 の 3 第 1 項第 3 号又は第 2 項ただし書の規定に基 づく特定用途誘導地区に おける建築物の延べ面積 の敷地面積に対する割合 、建築面積又は建築物の 高さの許可	1 6 0 , 0 0 0 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 6 の部 1 の項  
 第 3 号ア (ア) 中「基準 (次項) を「基準による評価方法 (以下この  
 項) に、「2, 0 0 0 平方メートル以内」を「1, 0 0 0 平方メー  
 トル以内」に、「1 5 0, 0 0 0 円」を「1 1 0, 0 0 0 円」に改  
 め、f を g とし、e を f とし、d を e とし、c を d とし、b の次に  
 次のように加える。

- c 非住宅部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを  
 超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 5 0, 0 0 0  
 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 6 の部 1 の項  
 第 3 号ア (イ) 中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第  
 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準 (次項から 8 5 の 1 1 の項まで、  
 8 5 の 1 3 の項及び 8 5 の 1 5 の項において「標準入力法又は主要  
 室入力法」という。)」を「モデル建物法以外の評価方法」に、「  
 2, 0 0 0 平方メートル以内」を「1, 0 0 0 平方メートル以内」  
 に、「3 7 0, 0 0 0 円」を「2 8 0, 0 0 0 円」に改め、f を g  
 とし、e を f とし、d を e とし、c を d とし、b の次に次のように

加える。

- c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 370,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の6の部1の項第3号イ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の7の部1の項第3号ア(ア)中「2,000平方メートル以内」を「1,000平方メートル以内」に、「86,000円」を「63,000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

- c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 86,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の7の部1の項第3号ア(イ)中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に、「2,000平方メートル以内」を「1,000平方メートル以内」に、「200,000円」を「150,000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

- c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 200,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の7の部1の項第3号イ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,000円」を「16,000円」に改め、同

号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部1の項第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「37,000円」を「26,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 37,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部1の項第2号中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「43,000円」を「31,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部2の項第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「150,000円」を「110,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部2の項

第2号中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「370,000円」を「280,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表85の9の部1の項第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「32,000円」を「21,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 32,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部1の項第2号中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「35,000円」を「24,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部2の項第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「86,000円」を「63,000円」に改め、同号中

オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部2の項第2号中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「200,000円」を「150,000円」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 200,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表85の10の部中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同表85の11の部中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同部1の項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第1号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を「、登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、「書面」の次に「その他建築物エネルギー消費性能向上計画が同項各号に掲げる基準に適合することを証するものとして市長が定めるもの」を加え、「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同号イ及び同項第2号中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同項第3号ア中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同号ア(ア)中「2,000平方メートル未満」を「1,000平方メートル未満」に、「150,000円」を「110,

000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円  
別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の11の部1の項第3号ア(イ)中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に、「2,000平方メートル未満」を「1,000平方メートル未満」に、「370,000円」を「280,000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円  
別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の11の部1の項第3号イ中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同号イ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の11の部2の項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表85の12の部中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表85の13の部中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同部1の項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第1号及び第2号中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同項第3号ア中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同号ア(ア)中「2,000平

方メートル未満」を「1,000平方メートル未満」に、「86,000円」を「63,000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の13の部1の項第3号ア(イ)中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に、「2,000平方メートル未満」を「1,000平方メートル未満」に、「200,000円」を「150,000円」に改め、fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 200,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の13の部1の項第3号イ中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同部2の項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表85の14の部中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表85の15の部中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同部第1号ア中「書面」の次に「その他建築物エネルギー消費性能向上計画が同項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証するものとして市長が定めるもの」を加え、「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号イ及び同項第2号中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同項第3号ア中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改め、同号ア(イ)中「標準入力法又は主要室入力法」を「モデル建物法以外の評価方法」に改め、同号イ中「技術的審査適合証」を「技術的審査適合証等」に改める。

第3条 富山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 2 2 の部中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、同部 2 の項から 3 2 の項までを次のように改める。

<p>2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可</p>	<p>(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 5, 800 円  (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1 年以下のとき。 4, 800 円  イ 1 年を超えるとき。 9, 600 円</p>
<p>3 食肉販売業の許可</p>	<p>(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 6, 100 円  (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1 年以下のとき。 5, 000 円  イ 1 年を超えるとき。 10, 100 円</p>
<p>4 魚介類販売業の許可</p>	<p>(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 6, 100 円  (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1 年以下のとき。 5, 000 円  イ 1 年を超えるとき。 10, 100 円</p>
<p>5 魚介類競り売り営業の許可</p>	<p>(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13, 200 円  (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1 年以下のとき。 11, 000 円  イ 1 年を超えるとき。 22, 100 円</p>
<p>6 集乳業の許可</p>	<p>(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 6, 100 円  (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1 年以下のとき。 5, 000 円  イ 1 年を超えるとき。 10, 100 円</p>

7 乳処理業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
8 特別牛乳搾取処理業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
9 食肉処理業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
10 食品の放射線照射業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
11 菓子製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
12 アイスクリーム類製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に

	掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
1 3 乳製品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
1 4 清涼飲料水製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
1 5 食肉製品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
1 6 水産製品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 10,100円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 8,400円 イ 1年を超えるとき。 16,800円
1 7 冰雪製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円

18 液卵製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
19 食用油脂製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
20 みそ又はしょうゆ製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 10,100円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 8,400円 イ 1年を超えるとき。 16,800円
21 酒類製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 10,100円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 8,400円 イ 1年を超えるとき。 16,800円
22 豆腐製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
23 納豆製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に

	掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
24 麺類製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
25 そうざい製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
26 複合型そうざい製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 16,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 14,000円 イ 1年を超えるとき。 28,000円
27 冷凍食品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
28 複合型冷凍食品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 16,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 14,000円 イ 1年を超えるとき。 28,000円

29 漬物製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
30 容器包装食品製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円
31 食品の小分け業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 8,800円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 7,300円 イ 1年を超えるとき。 14,700円
32 添加物製造業の許可	(1) 許可の有効期間満了のためあらためて許可を受けようとする場合 13,200円 (2) 新たに許可を受けようとする場合 次に掲げる許可期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1年以下のとき。 11,000円 イ 1年を超えるとき。 22,100円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表22の部33の項及び34の項を削る。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表中45の部を削り、45の2の部を45の部とし、45の3の部から45の5の部までを1部ずつ繰り上げる。

第4条 富山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表77の部1の項中「2に」を「2及び3に」に改め、同部に次のように加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）に該当する場合

この項の1又は2に掲げる額に、建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

- (1) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (2) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円
- (3) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 75,000円
- (4) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 119,000円
- (5) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 150,000円
- (6) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 188,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表80の部中

「

80 建築基準法の規定に基づき特定行政庁が減額して定める建築物に係る

を

完了検査に関する事務

「

80 建築基準法の規定に基づき特定行政庁が定める建築物に係る完了検査に関する事務

1 2に掲げる場合以外の場合

に

」

改め、同部に次のように加える。

2 特定建築行為に該当する場合

この項の1に掲げる額に、77の項の3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加算した額

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の6の部1の項第1号中「(平成27年法律第53号)」を削り、同表85の8の部1の項第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為(以下この項及び次項において「特定建築行為」という。)」を「特定建築行為」に改め、同表備考3中「77の項及び」を「77の項の1及び2並びに」に改める。

第5条 富山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表12の5の部中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表12の7の部中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表12の9の部中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表14の3の部中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表15の部中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表16の部中「第1条の6」を「第2条の4」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

- (2) 第 2 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 令和 3 年 6 月 1 日
- (4) 第 4 条の規定 令和 3 年 7 月 1 日
- (5) 第 5 条の規定 令和 3 年 8 月 1 日

議案第 6 1 号

富山市くれは山荘条例制定の件  
富山市くれは山荘条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市くれは山荘条例

(設置)

第 1 条 市民の休憩の場を提供し、もって市民の福祉の向上及び健康の増進に資するため、富山市くれは山荘（以下「くれは山荘」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 くれは山荘の位置は、富山市西金屋 6 7 1 7 番地とする。

(施設)

第 3 条 くれは山荘に次に掲げる施設を置く。

(1) 越山荘

ア 和室

イ 浴室

ウ 調理室

(2) 能州庵

ア 和室

イ 洋室

ウ 調理室

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にく

れは山荘の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) くれは山荘の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第1号及び第2号に掲げる施設の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理に関し市長が必要と認める業務

(使用時間)

第6条 くれは山荘の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 くれは山荘の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、この日後においてこの日に最も近い休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第8条 第3条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、くれは山荘の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第11条 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第12条 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいず

れかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用を終了したとき（第10条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

施設名		単位	金額（円）
越山荘	和室及び調理室	1室につき1時間	1,100
	浴室	1人につき1回	1,100
能州庵	和室、洋室及び調理室	1室につき1時間	1,100
附属設備		規則で定める額	

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 使用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

議案第 6 2 号

富山市大規模災害被災地の支援に関する条例制定の件  
富山市大規模災害被災地の支援に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市大規模災害被災地の支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、大規模な災害により被害を受けた被災市町村に対し支援を行うことにより、当該被災市町村の災害応急対策及び災害復旧（第 4 条第 3 号において「災害応急対策等」という。）に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 大規模な災害により被害を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。

(対象被災市町村)

第 3 条 市長は、次に掲げる被災市町村に対し、支援を行うことができる。

- (1) 災害時における相互の支援に関する協定を締結している被災市町村
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める被災市町村

(支援の種類)

第 4 条 前条の規定による支援（以下「支援」という。）は、次に掲げるもののうち、あらかじめ、被災市町村の長と協議をした上で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 物資等の供与又は貸与
- (2) 物資等の輸送
- (3) 災害応急対策等に従事する職員の派遣
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの  
(先遣職員の派遣)

第5条 市長は、被災市町村に対し、先遣職員（被災市町村の被害状況等を把握し、及び支援を行うため、早期に派遣する職員をいう。）を派遣することができる。

（費用の負担）

第6条 支援に要した費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 協定等により被災市町村が負担することとされた費用 支援を受けた被災市町村
- (2) 前号に掲げる費用以外の費用 市  
(公表)

第7条 市長は、支援を行った場合には、その内容を公表するものとする。

（被災地支援会議）

第8条 市長は、支援を円滑に実施するため、被災地支援会議を設置するものとする。

2 被災地支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援の実施決定に関すること。
- (2) 支援の内容に関すること。
- (3) 支援の体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援に関し必要な事項  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例等の一部を改正する条例

(富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例（平成 17 年富山市条例第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 設置及び住宅監理員（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 入居（第 5 条—第 1 5 条）

第 4 章 使用（第 1 6 条—第 3 0 条）

第 5 章 退去（第 3 1 条—第 3 3 条）

第 6 章 駐車場の管理（第 3 4 条—第 3 9 条）

第 7 章 雑則（第 4 0 条・第 4 1 条）

第 8 章 罰則（第 4 2 条）

附則

第 4 条第 5 項中「前各号」を「前各項」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の賃貸借契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第18条第1項中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

第25条第2項、第32条第1項第3号及び第38条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

(富山市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 富山市特定公共賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第16条第1項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、「、第19条第2項ただし書」を削る。

第22条第2項、第29条第1項第3号及び第34条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

(富山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 富山市地域特別賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第247号)の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

きる。

第14条第1項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第20条及び第27条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 4 号

富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市火災予防条例の一部を改正する条例

富山市火災予防条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「第 7 2 条第 1 3 号」を「第 7 2 条第 1 4 号」に改める。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「、電気」を「、電気自動車等（電気）に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に、「この条において同じ。）の」を「同じ。）の」に改め、第 1 3 号を第 1 7 号とし、同項第 1 2 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 8 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに

十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第18条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号をとし、同項に第1号として次のように加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第72条中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の富山市火災予防条例第18条の2第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

辺地に係る総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

# 総合整備計画書

富山県富山市 大山辺地  
(辺地の人口692人 面積73.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 本宮、原、亀谷、小見、和田、大山松木、牧、才覚地、水須、中地山、岡田、新町、西小俣、東小俣

(2) 地域の中心の位置 富山市小見字大畑割173番1

(3) 辺地度数 119点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、山村振興法に基づく振興山村の指定を受けた旧大山村に属し、かつ、特別豪雪地帯にも指定された過疎化、高齢化が進む地域であり、社会環境整備が市街地より遅れた山村地域である。

このことから当地域における観光関連事業は、過疎化を緩和させるうえで大きな役割を果たしている。また、住民福祉の向上を図るための生活環境整備として、道路網、下水処理施設、消防施設、住民の交通の便に供するための自動車、観光・レクリエーション施設の整備が望まれている。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	80,000	44,000	36,000	35,900
林道		107,000	0	107,000	107,000
下水処理施設		254,000	184,750	69,250	58,400
消防施設		35,000	0	35,000	35,000
自動車		6,000	0	6,000	6,000
観光・レクリエーション施設		14,000	0	14,000	14,000
合計		496,000	228,750	267,250	256,300

# 総合整備計画書

富山県富山市 福沢辺地  
 (辺地の人口80人 面積29.0km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 棚ヶ原、砂見、小谷、日尾、瀬戸、馬瀬、石渕、下双嶺、大清水、  
 大双嶺、小坂、千長原

(2) 地域の中心の位置 富山市日尾字山口割207番1

(3) 辺地度点数 127点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、山村振興法に基づく振興山村の指定を受けた旧福沢村に属し、かつ、特別豪雪地帯にも指定された過疎化、高齢化が進む地域であり、社会環境整備が市街地より遅れた山村地域である。

当地域では、住民福祉の向上を図るための生活環境整備として、道路網、下水処理施設、住民の交通の便に供するための自動車の整備が望まれている。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	30,000	0	30,000	30,000
林道		42,000	0	42,000	42,000
下水処理施設		29,000	14,500	14,500	14,500
自動車		34,000	0	34,000	34,000
合計		135,000	14,500	120,500	120,500

# 総合整備計画書

富山県富山市 八尾辺地

(辺地の人口 368 人 面積 163.3 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 八尾町清水、八尾町花房、八尾町薄尾、八尾町栗須、八尾町専沢、八尾町中山、八尾町横平、八尾町二屋、八尾町越後谷、八尾町安谷、八尾町上牧、八尾町島地、八尾町下島、八尾町中島、八尾町内名、八尾町水無、八尾町西原、八尾町田頭、八尾町高野、八尾町栃折、八尾町庵谷、八尾町新屋、八尾町東原、八尾町杉平、八尾町切詰、八尾町大下、八尾町下仁歩、八尾町中仁歩、八尾町上仁歩、八尾町入谷、八尾町草蓮坂、八尾町鼠谷、八尾町平沢、八尾町三ツ松、八尾町正間、八尾町倉ヶ谷、八尾町武道原、八尾町土玉生、八尾町小谷、八尾町山中、八尾町茗ヶ島、八尾町吉友、八尾町大玉生、八尾町尾畑、八尾町小畑、八尾町東布谷、八尾町布谷、八尾町赤石、八尾町東松瀬、八尾町西松瀬、八尾町獵師ヶ原、八尾町桂原、八尾町谷折、八尾町小原、八尾町滝脇、八尾町桐谷、八尾町小井波、八尾町竹ノ内、八尾町宮ヶ島、八尾町尾久、八尾町窪、八尾町天池、八尾町高瀬、八尾町追分、八尾町足谷、八尾町大道

(2) 地域の中心の位置 富山市八尾町三ツ松字白坂932番

(3) 辺地度点数 246点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、四方を山々に囲まれ、谷間に集落が点在した特別豪雪地帯であり、過疎化及び高齢化が進む中山間地域である。

このことから、地域住民の生活環境の改善や利便性の向上を図るため、道路の改良や橋りょうの維持補修及び下水処理施設の設備更新等が望まれているほか、住民の交通の便に供するための自動車の更新が必要である。また、潤いのある生活空間や都市住民との交流等による地域の活性化を図るため、散策路などの観光・レクリエーション施設の改修が望まれている。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	115,000	36,500	78,500	78,500
林道		171,200	0	171,200	171,200
下水処理施設		51,000	25,500	25,500	25,500
自動車		76,000	0	76,000	76,000
観光・レクリエーション施設		69,800	0	69,800	69,800
合計		483,000	62,000	421,000	421,000

# 総合整備計画書

富山県富山市 山田辺地

(辺地の人口 235 人 面積 12.9 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 山田沼又、山田牧、山田清水、山田今山田、山田鍋谷、山田谷、山田若土

(2) 地域の中心の位置 富山市山田沼又字大野 4 2 5 番 1

(3) 辺地度点数 1 8 6 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、富山市の南西部に位置する特別豪雪地帯であり、山間に集落が点在し、過疎化及び高齢化の進展が著しい中山間地域である。

このことから、地域住民の生活環境の改善や利便性の向上を図るため、道路の改良や橋りょうの維持補修及び下水処理施設の設備更新等が望まれている。また、潤いのある生活空間や都市住民との交流等による地域の活性化を図るため、観光・レクリエーション施設の整備が望まれている。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	77,000	24,750	52,250	52,200
林道		76,200	0	76,200	76,200
下水処理施設		53,000	26,500	26,500	26,500
観光・レクリエーション施設		49,200	0	49,200	49,200
合計		255,400	51,250	204,150	204,100

# 総合整備計画書

富山県富山市 神通南部辺地

(辺地の人口 406 人 面積 39.9 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 片掛、猪谷、蟹寺、加賀沢、薄波、吉野、伏木、小糸、舟渡、東猪谷

(2) 地域の中心の位置 富山市猪谷字旦暮 9 4 1 番 1

(3) 辺地度点数 1 2 0 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、富山市の南端の岐阜県境に位置する特別豪雪地帯を含む地域であり、神通川上流の峡谷に沿って集落が点在し、過疎化及び高齢化の進展が著しい中山間地域である。

このことから、地域住民が安全に安心して暮らせる生活環境を確保するため、道路の改良が望まれている。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	72,000	0	72,000	72,000
林道		36,000	0	36,000	36,000
合計		108,000	0	108,000	108,000

議案第 6 6 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 無償で譲渡する土地
  - (1) 場 所 富山市布目西 2 0 2 番
  - (2) 面 積 1 , 9 0 7 . 0 0 m<sup>2</sup>
  
- 2 譲 渡 の 目 的 宗教施設敷地
  
- 3 譲 渡 の 相 手 方 富山市布目 3 3 9 9 番地  
神明宮  
代表役員 嵯峨 芳樹

議案第 6 7 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市婦中生活介護事業所

- (1) 場 所 富山市婦中町羽根1068番地12
- (2) 構 造 鉄骨造平屋建
- (3) 床 面 積 509.12 m<sup>2</sup>

2 譲 渡 の 目 的 社会福祉法人恵風会生活介護事業用施設

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市山田宿坊1番地8

社会福祉法人恵風会  
理事長 野尻 昭一

議案第 6 8 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 無償で譲渡する土地
  - (1) 場 所 富山市岩瀬天神町 1 7 2 番 2
  - (2) 面 積 2 3 5 . 1 5 m<sup>2</sup>
  
- 2 譲 渡 の 目 的 宗教施設敷地
  
- 3 譲 渡 の 相 手 方 富山市岩瀬白山町 1 0 4 番地  
諏訪神社  
代表役員 木船 信義

議案第 6 9 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する土地

(1) 場 所 富山市安養坊字道心山1118番16

(2) 面 積 280.99㎡

2 譲渡の目的 宗教施設敷地

3 譲渡の相手方 富山市安養坊1133番地

信行寺

代表役員 二瓶 義勝

議案第 70 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 無償で譲渡する土地
  - (1) 場 所 富山市諏訪川原一丁目10番23及び同24
  - (2) 面 積 128.18㎡
  
- 2 譲 渡 の 目 的 宗教施設敷地
  
- 3 譲 渡 の 相 手 方 富山市諏訪川原一丁目10番21号  
諏訪社  
代表役員 近尾 昌幸

議案第 7 1 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する土地

(1) 場 所 富山市八尾町字城ヶ谷4416番7外

(2) 面 積 816.68㎡

2 譲 渡 の 目 的 宗教施設敷地

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市八尾町諏訪町2462番

諏訪町自治協議会

会長 角間 匡之

議案第 7 2 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する土地

(1) 場 所 富山市愛宕町二丁目6番2

(2) 面 積 284.99㎡

2 譲渡の目的 宗教施設敷地

3 譲渡の相手方 富山市愛宕町二丁目6番10号

愛宕神社

代表役員 林 英樹

議案第 7 3 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する土地

(1) 場 所 富山市婦中町千里字石田屋6212番26

(2) 面 積 16.54㎡

2 譲渡の目的 宗教施設敷地

3 譲渡の相手方 富山市婦中町千里3130番地

ちさと会

代表者 藤井 儀隆

議案第 7 4 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和3年3月1日提出

富山市長 森 雅 志

## 市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
2-140	大泉132号線	富山市 東中野町三丁目	8番 25地先
		富山市 東中野町三丁目	8番 27地先
6-101	杉谷14号線	富山市 杉 谷	416番 1地先
		富山市 杉 谷	406番 地先
6-699	北押川杉谷線	富山市 北 押 川	46番 2地先
		富山市 杉 谷	453番 2地先
6-700	呉羽本町23号線	富山市 呉羽町字宮ノ下	1884番 41地先
		富山市 呉羽町字寺田	2070番 35地先
6-701	呉羽本町24号線	富山市 高 木 字 貝 塚	1950番 18地先
		富山市 呉羽町字宮ノ下	1884番 33地先
6-702	呉羽本町25号線	富山市 呉羽町字寺田	2070番 34地先
		富山市 呉羽町字寺田	2070番 30地先
7-104	山本30号線	富山市 山 本 字 宮 谷	23番 17地先
		富山市 山 本 字 重 治 ヶ 市	5番 地先
9-112	寺町4号線	富山市 寺 町 字 川 原 田	512番 15地先
		富山市 寺 町 字 川 原 田	512番 38地先
9-172	寺町18号線	富山市 寺 町 字 川 原 田	512番 32地先
		富山市 寺 町 字 川 原 田	512番 30地先
15-139	下飯野区画1号線	富山市 下飯野字大堰	26番 1地先
		富山市 下飯野字道田	17番 地先
15-140	下飯野区画2号線	富山市 下飯野字大堰	25番 1地先
		富山市 下飯野字道田	14番 1地先
15-141	下飯野区画3号線	富山市 下飯野字道田	20番 地先
		富山市 下飯野字道田	12番 1地先
15-142	下飯野区画4号線	富山市 下飯野字道田	24番 11地先
		富山市 下飯野字道田	12番 2地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
15-143	下飯野区画5号線	富山市 下飯野字野割 富山市 下飯野字西半田	6番 1地先 4番 地先
15-144	下飯野区画6号線	富山市 下飯野字野割 富山市 下飯野字大堰	14番 10地先 7番 2地先
15-145	下飯野区画7号線	富山市 下飯野字善門 富山市 下飯野字東半田	17番 1地先 14番 地先
15-146	下飯野区画8号線	富山市 下飯野字東半田 富山市 下飯野字善門	13番 地先 17番 1地先
16-465	東富山駅前線	富山市 米田字眞免田 富山市 米田字眞免田	40番 1地先 40番 4地先
17-237	上富居50号線	富山市 上富居二丁目 富山市 上富居二丁目	60番 18地先 60番 25地先
17-238	鍋田15号線	富山市 鍋田 富山市 鍋田	1番 20地先 1番 17地先
17-239	鍋田16号線	富山市 鍋田 富山市 鍋田	1番 20地先 9番 3地先
18-355	中島41号線	富山市 中島一丁目字三百割 富山市 中島一丁目字三百割	35番 25地先 34番 7地先
18-356	中島42号線	富山市 中島一丁目字三百割 富山市 中島一丁目字三百割	39番 4地先 34番 10地先
19-550	新庄町16号線	富山市 新庄町字早稲 富山市 新庄町字早稲	9番 19地先 6番 1地先
19-558	新庄町21号線	富山市 新庄町字早稲 富山市 新庄町字早稲	38番 6地先 3番 17地先
20-399	開39号線	富山市 開 富山市 開	151番 30地先 134番 1地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
20-401	開 4 1 号 線	富山市 開 富山市 開	159番 3地先 134番 5地先
20-414	中間島 1 2 号 線	富山市 中 間 島 二 丁 目 富山市 中 間 島 二 丁 目	1番 12地先 1番 9地先
20-415	日 俣 7 号 線	富山市 日 富山市 日	俣 162番 4地先 俣 162番 6地先
20-416	藤 木 7 5 号 線	富山市 藤 富山市 藤	木 2450番 32地先 木 2450番 21地先
20-417	藤 木 7 6 号 線	富山市 藤 富山市 藤	木 2450番 28地先 木 2450番 8地先
20-418	藤 木 7 7 号 線	富山市 藤 富山市 藤	木 2450番 24地先 木 2450番 7地先
20-419	藤 木 7 8 号 線	富山市 藤 富山市 藤	木 2450番 33地先 木 2450番 10地先
20-420	開 4 6 号 線	富山市 開 富山市 開	677番 47地先 679番 5地先
20-421	開 4 7 号 線	富山市 開 富山市 開	4001番 202地先 12番 11地先
20-422	開 4 8 号 線	富山市 開 富山市 開	12番 83地先 12番 7地先
20-423	開 4 9 号 線	富山市 開 富山市 開	12番 89地先 12番 87地先
20-424	開 5 0 号 線	富山市 開 富山市 開	12番 55地先 12番 14地先
20-425	開 5 1 号 線	富山市 開 富山市 開	12番 18地先 12番 21地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
21-159	西 長 江 7 号 線	富山市 西 長 江 四 丁 目	69番 3地先
		富山市 西 長 江 四 丁 目	70番 3地先
23-475	下 堀 3 6 号 線	富山市 下	堀 28番 4地先
		富山市 下	堀 20番 5地先
23-476	上 新 保 2 号 線	富山市 上 新 保	214番 8地先
		富山市 上 新 保	214番 3地先
24-420	赤 田 7 1 号 線	富山市 赤 田	541番 10地先
		富山市 赤 田	541番 8地先
24-421	小 杉 6 3 号 線	富山市 小 杉	648番 15地先
		富山市 小 杉	704番 12地先
24-422	小 杉 6 4 号 線	富山市 小 杉	700番 13地先
		富山市 小 杉	648番 8地先
30-312	堀川西312号線	富山市 黒 瀬 字 向 田	261番 3地先
		富山市 黒 瀬 字 向 田	252番 22地先
52-1455	下大久保13号線	富山市 下大久保字二番割	1995番 59地先
		富山市 下大久保字二番割	1877番 64地先
52-1456	下大久保14号線	富山市 下大久保字二番割	1877番 9地先
		富山市 下大久保字二番割	1877番 14地先
52-1457	下大久保15号線	富山市 下大久保字二番割	1877番 34地先
		富山市 下大久保字二番割	1877番 59地先
52-1458	下大久保16号線	富山市 下大久保字二番割	1877番 31地先
		富山市 下大久保字二番割	1877番 37地先
52-1459	下大久保17号線	富山市 下大久保字三番割	1839番 1地先
		富山市 下大久保字三番割	1839番 34地先

市道廃止調書

図面 対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
6-101	杉谷14号線	富山市 杉谷 富山市 杉谷	416番 1地先 469番 地先
7-104	山本30号線	富山市 山本字宮谷 富山市 池多	23番 17地先 1062番 地先
9-112	寺町4号線	富山市 寺町字川原田 富山市 寺町字川原田	512番 15地先 512番 7地先
18-2004	富岩運河環水公園線	富山市 湊入船町 富山市 湊入船町	102番 1地先 75番 4地先
19-550	新庄町16号線	富山市 新庄町字早稲 富山市 新庄町字早稲	9番 19地先 5番 4地先
20-399	開39号線	富山市 開 富山市 開	151番 30地先 151番 2地先
20-401	開41号線	富山市 開 富山市 開	159番 3地先 151番 3地先
52-1455	下大久保13号線	富山市 下大久保字二番割 富山市 下大久保字二番割	1995番 59地先 1995番 59地先
87-393	平等線	富山市 婦中町平等 富山市 婦中町平等	7番 2地先 14番 地先

